

## 上越市選挙管理委員会告示 第4号

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定めた。

令和6年3月1日

上越市選挙管理委員会  
委員長 澤 海 雄 一

### 1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和6年3月30日（土）から令和6年4月21日（日）まで